

(平成21年3月4日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	8 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	35 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	25 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から48年3月まで

社会保険庁に国民年金保険料の納付記録について照会をしたところ、昭和45年4月から48年3月までの納付が確認できない旨の回答があった。

A町役場に勤務する友人に国民年金の加入を勧められ、仕事を退職後、A町役場で加入手続をした。保険料は、集金人に払っていた時期と、役場で納付書により納付していた時期があるが、いずれも納付していた。

また、申請免除となっている期間があるが、申請したことは無い。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和41年5月に国民年金に加入し、その後の国民年金と厚生年金保険の切替手続を適切に行っている上、結婚後も任意加入していることなどから、申立人の保険料の納付意識は高かったと考えられる。

また、申立人は申立期間の一部について、町内の納付組織を通じて納付していたと主張するところ、当時、A町B地区には集金組織が存在することが確認でき、さらに、申立人が保険料を納付していたとする集金人の存在が確認できる。

加えて、任意加入期間であるものの、記録によれば強制加入者と扱われていることが確認できるほか、申立期間以外について、加入資格及び納付記録がさかのぼって追加記録されているなど、行政側の記録管理が不適切であった状況が確認できる。

このほか、昭和46年度、47年度は申請免除の記録となっているが、任意加入者の申請免除は有り得ない上、夫の収入から明らかに免除対象者とはなり得

ないことから、申請免除の記録は不自然な記録であり、行政側の記録管理が適正に行われていなかった可能性がある。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月から44年5月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から46年3月まで

申立期間のうち昭和37年1月から38年12月までの期間及び44年6月から46年3月までの期間については、国民年金保険料をA市役所で納付し、国民年金手帳にスタンプを押印してもらった記憶がある。

また、申立期間のうち昭和39年1月から44年5月までの期間については、39年1月ごろから生活が苦しくなり、44年5月ごろまで生活保護を受給していたので、法定免除されていたはずである。

これら申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち昭和39年1月から44年5月までの期間について、A市福祉事務所の記録から、申立人の内縁の夫（平成xx年に婚姻届）は、当該期間のうち39年3月から44年5月まで生活保護法の生活扶助を受けていたことが確認できる。

また、申立人は、申立人に係る改製原戸籍附票の記載事項及び申立人が所持する当時の郵便物から、少なくとも昭和37年3月から47年10月ごろまで、内縁の夫及び4人の子供とA市に居住し、内縁の夫により生計を維持し、世帯として生活扶助を受給していたものと推認できる上、申立人が氏名を記憶している担当の民生委員は、実在していたことが確認できる。

さらに、国民年金保険料の法定免除の始期は、申立期間当時、「その該当するに至った日の属する月前における直近の基準月から」とされていたことから、申立期間のうち生活扶助を受けていたことが確認できる昭和39年3月前の直近の基準月である同年1月から44年5月までの期間については、

国民年金保険料の法定免除期間に該当していたと考えられる。

- 2 申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険庁の記録から昭和46年4月ごろに払い出されたと推定でき、そのころに国民年金の加入手続きが行われたと考えられる。その時点で、申立期間のうち37年1月から38年12月までの期間及び44年6月から46年3月までの期間については、特例納付等によりさかのぼって納付することが可能であったが、国民年金手帳記号番号が払い出された46年4月から60年3月まで申請免除期間であることから、申立人は保険料を納付する余裕が無かったものと推測できる。

また、申立人は、国民年金の加入時期及び国民年金保険料の納付についての記憶が不明確で、申立人が主張する国民年金手帳の色が昭和37年当時の色と異なっているなど、申立期間の保険料納付をうかがわせる周辺事情が見当たらない。

さらに、申立人が両申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年1月から44年5月までの国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

北海道厚生年金 事案 743

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日は、昭和36年9月1日、資格喪失日は40年9月1日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和36年9月から38年9月までの期間は1万円、同年10月から40年8月までの期間は1万2,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月1日から40年9月1日まで

昭和36年9月から40年8月末までの期間、A社D支部で、事情があつて、義理の妹（E子）の名前を使用し勤務をしていた。厚生年金保険料の控除が確認できる固定給支払明細書等の書類があり、私自身が当該事業所に勤務していたのは間違い無いので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立人が勤務していたとする事業所は、申立期間当時、A社C支社の名称で厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できるが、現在、同社C支社は本社一括適用のため厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっていることから、B社に照会したところ、「当時の当社C支社から社会保険事務所に提出した届出書類の控えについては、昭和44年以前の方は保管されておらず、また、当時の賃金台帳及び人事記録についても保管年限を経過しており既に処分済みである。」との回答を得ている。

また、申立人は申立事業所において、申立期間は義理の妹（E子）の名前で勤務していたとの主張であることから、社会保険事務所が保管するA社C支社の厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、「E子」の記録として、申立期間は同社C支社において厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、申立人は申立事業所に勤務していた証拠として、申立期間に係る給

与支給明細書、固定給支払明細書及びA社の採用辞令書等の書類を提出しており、提出のあった一部の書類は「E子」にあてたものを申立人の名前（F子）に書き換え、修正した形跡が見られるものの、過半の書類は「F子」にあてられたものであり、固定給支給明細書において、申立期間の一部の期間について厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

加えて、申立人が申立事業所で一緒に勤務していたとする同僚二人及び社会保険事務所が保管するA社C支社の厚生年金保険被保険者原票において確認できる被保険者25人に照会したところ、回答のあった12人のうち二人が、申立人が申立事業所において勤務していたことを覚えている上、申立人の夫に関しても具体的な供述をしており、この二人の供述内容が申立人から聴取した内容と一致することから、申立人は申立事業所に勤務していたことが推認できる。

その上、「E子」に過去の勤務履歴等を照会したところ、「私は結婚（昭和37年11月5日）後、会社等で勤務したことは無く、厚生年金保険に加入したことは無い。姉（申立人）が、A社で勤務していたことがあり、その時に私の名前を使って勤務していたという話は、当時、聞いたような記憶がある。私はA社で勤務したことは無く、『E子』名義の厚生年金保険の加入記録（厚生年金保険被保険者証の記号番号、xxxx-xxxxxx）は私の記録では無い。」との供述を得ている。これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において義理の妹である「E子」の名前を使用し、A社D支部（厚生年金保険の適用は、A社C支社）に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、「E子」のA社C支社に係る社会保険事務所の記録から、昭和36年9月から38年9月までの期間については1万円、同年10月から40年8月までの期間は1万2,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年9月1日に訂正し、同年9月から36年7月までの標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月30日から36年8月7日まで
社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社における資格取得日が昭和36年8月7日であるとの回答を受けた。

遠戚の紹介で、昭和35年8月にB社を退職した直後にA社に入社し、C支社で1年ほど勤務した後にD本社に異動した。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的なA社に転職するに至った経緯及び詳細な業務内容に関する申立内容、申立人が名前を挙げたA社C支社の同僚、社会保険事務所の記録より所在が確認できた複数のA社の同僚及び前職のB社の同僚の供述から判断すると、申立人は昭和35年9月上旬からA社C支社に勤務していたものと推認することができる。

また、A社C支社は商業登記の記録が無く、社会保険事務所の記録においても、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。

一方、複数の同僚の供述により、同社C支社に勤務していた者の給与及び社会保険事務は、同社本社で処理していたものと判断できるが、申立期間当時、同社C支社の従業員数は申立人を含め3人であると推認できるところ、申立人を除く二人について、社会保険事務所の記録を確認した結果、同社本社において厚生年金保険に加入していることが確認できた。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚及び社会保険事務所の記録により所在が確認できた申立期間当時経理事務を担当していた者は、「当該事業所は、申立期間当時、アルバイトや嘱託職員等はいなかったと思う。試用期間も無く、社員は入社当初から厚生年金保険に加入させていたと思う。」と供述している上、入社年月を記憶している複数の同僚について、当該事業所における健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したところ、全員が入社当初から厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、昭和 35 年 9 月から 36 年 7 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、昭和 35 年 9 月から 36 年 7 月までの標準報酬月額については、申立人に係る A 社における 36 年 8 月の社会保険事務所の記録から 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は、社会保険庁の記録により昭和 46 年に E 社に名称変更した後、平成 11 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、商業登記簿謄本により 17 年に清算終了していることがそれぞれ確認できるとともに、申立期間当時の事業主は死亡していることから確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 1 月 20 日から同年 12 月 25 日まで
② 昭和 36 年 3 月 11 日から 37 年 6 月 1 日まで
③ 昭和 37 年 6 月 1 日から 40 年 3 月 29 日まで
④ 昭和 40 年 5 月 15 日から 42 年 8 月 15 日まで
⑤ 昭和 42 年 8 月 15 日から 44 年 12 月 28 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間については脱退手当金を支給済みとの回答を受けた。脱退手当金の請求や受け取った記憶は無いので、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 4 年 5 か月後の昭和 49 年 3 月 18 日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出票、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者原票の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和 44 年に婚姻し改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所における資格取得日は、昭和25年6月19日、資格喪失日は28年9月17日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和25年6月から27年1月までは7,000円、同年2月から28年8月までは8,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月19日から28年9月ごろまで

申立期間はA社C事務所から引き続いてA社B事業所に勤務していた。一緒に勤務していた同僚には厚生年金保険の加入記録があるのに、自分だけが無いのは納得がいかない。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によるとA社B事業所は、昭和25年6月7日に厚生年金保険の適用事業所になっていることが確認でき、申立期間当時、申立人と一緒に勤務していた複数の同僚が、「当該事業所は昭和25年6月ごろA社C事務所（C事務所とは、D作業するための準備組織である。）から分離した。」と供述している。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿は、申立期間前後について、その約半分が毀損しているため、申立期間における申立人の資格の取得及び喪失の状況について確認ができない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、申立人が名前を挙げた同僚10人については、申立期間における厚生年金保険の被保険者記録が存在する。

しかし、このうち二人については、上記の被保険者名簿においては記録が確認できない上、社会保険庁業務センターが保管している厚生年金保険被保険者

台帳においても、一人は、B事業所の記録が記載されているものの、C事務所の記録が記載されておらず、他の一人は両事業所における記録が記載されていないことから、申立人についても同様の状況である可能性は否定できない。

なお、このような記録上の不備は、現存する厚生年金保険被保険者名簿が毀損しているためであり、事業主又は申立人のいずれの責にも帰することができないものである。

加えて、申立人から名前の挙がった同僚4人は、「申立人はA社C事務所から引き続いて同社B事業所に勤務していた。」と述べており、このうち社会保険関係の事務をしていた同僚は、「作業員は皆、厚生年金保険に加入し保険料が給与から控除されていた。」と述べている。

その上、前述の同僚4人は、「申立人は昭和28年8月にB事業所が閉所になるころまで勤務していた。」と供述しており、社会保険事務所の記録によると昭和28年9月17日ごろに51人が厚生年金保険の資格を喪失していることが確認でき、そのうち所在が確認できた一人に照会したところ「申立人は自分と一緒にの時期に退職した。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が第1種被保険者として昭和25年6月19日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、かつ、28年9月17日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人と同種の仕事であった同僚の厚生年金保険被保険者名簿の記録により、昭和25年6月から27年1月までは7,000円、同年2月から28年8月までは8,000円とすることが必要である。

北海道厚生年金 事案 747

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和19年10月26日、資格喪失日は20年8月19日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、30円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月26日から21年8月1日まで

B校（現在は、C校）D科に在学中に学徒動員令により昭和19年10月からE市内のA社に勤務した。一緒に勤務し、一緒に復学した級友には、厚生年金保険の加入記録があるので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB校D科の級友で、一緒にA社に勤務していた複数の同僚の供述及び同校が保管している勤労働員日誌から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和19年10月26日から20年8月18日まで勤務していたことが認められる。

また、当該事業所に係る社会保険庁のオンライン記録及び社会保険業務センターが保管している厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人が一緒に勤務していたという38人（申立人含む）のうち30人が、昭和19年10月26日に当該事業所において厚生年金保険の資格を取得していることが確認できるが、申立人については、厚生年金保険の記録が確認できない。

しかしながら、記録が確認できた30人のうち、14人については、社会保険庁のオンライン記録においては、その加入記録を確認することができず、さらに、そのうち13人については、社会保険業務センターが保管している厚生年金保険被保険者台帳においても、資格喪失日が記載されていない。

一方、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿については、火災により焼失していること、前述の30人に係る厚生年金保険被

保険者台帳も復元されたものであることから、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（昭和 20 年 6 月以降、戦災を避ける目的で社会保険庁から地方に移管されていた）も焼失した可能性が高い。

なお、労働者年金保険法施行令（昭和 16 年勅令第 1250 号）第 10 条第 3 号及び厚生省告示第 50 号（昭和 19 年 5 月 29 日）により、勤労働員学徒は、労働者年金保険（現在は厚生年金保険）の被保険者には該当しないとされているが、本事案のような場合に、勤労働員学徒であるとの理由で厚生年金保険被保険者資格を認めないとするのは適当でないと判断される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 19 年 10 月 26 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20 年 8 月 19 日に喪失した旨の届出を社会保険事務所に行っていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の同僚に係る A 社における昭和 19 年 10 月の社会保険事務所の記録により、30 円とすることが必要である。

一方、申立期間のうち、昭和 20 年 8 月 19 日から 21 年 8 月 1 日までの期間については、一緒に勤務していたという複数の同僚が退職したのは終戦後間もなくであったと述べているところ、B 校が保管している勤労働員日誌に 20 年 8 月の勤労日数が 18 日と記載されているが、同年 9 月以降は勤労日数が記載されておらず、申立人が退職したのは同年 8 月 18 日であると認められることから、当該期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。）における資格取得日に係る記録を昭和39年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年6月1日から同年12月21日まで

昭和39年6月にA社C営業所で現地採用され、D業務を担当していた。同営業所には51年7月まで継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社C営業所に勤務していたことが確認できる複数の同僚が、「申立人は、昭和39年6月1日に同営業所で現地採用され、その後も自分と一緒に勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人が申立期間において、同営業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人が同営業所で一緒に勤務していたとする同僚3人は、社会保険事務所の記録により、いずれも申立期間のすべてについてA社における厚生年金保険の加入記録が確認できる。

さらに、申立人及び同僚が、当時の同営業所の従業員数について、「4人から5人であった。」と供述しているところ、上述の同僚3人のほか、当該同僚のうち一人の供述から申立人と同様に同営業所における現地採用者であることが判明した一人についても、採用時からA社における厚生年金保険の加入記録が確認できることを踏まえると、当時、A社では、同社C営業所に勤務する

者を、現地採用者を含め、すべて厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

加えて、社会保険事務所の記録により、A社において申立期間中に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できるとともに、生存が確認された者13人に照会したところ、回答があった8人のうち申立人と同様に営業職であったとの供述が得られ、かつ、勤務期間に関する供述が得られた3人は、いずれも、「試用期間は無かった。」と供述しているとともに、自身が記憶する入社時期と同保険被保険者資格の取得年月日が一致していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人とほぼ同年齢で同じ業務に従事していた同僚のA社における昭和39年6月の社会保険事務所の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主が昭和39年12月21日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る39年6月から同年11月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和38年10月20日）及び資格取得日（昭和39年2月1日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のB社における資格取得日に係る記録を昭和41年4月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

- 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月20日から39年2月1日まで
② 昭和41年4月20日から42年1月10日まで

申立期間①は、A社に勤務していたが、同社には、昭和38年4月から41年4月までC職として継続して勤務していたにもかかわらず、当該期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②は、B社に勤務していたが、同社には、昭和41年4月から43年3月までC職として継続して勤務していたにもかかわらず、当該期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを示す給与明細書等はないが、両申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人は、社会保険事務所の記録では、A社にお

いて昭和 38 年 4 月 13 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 10 月 20 日に資格を喪失後、39 年 2 月 1 日に同社において再度資格を取得しており、38 年 10 月から 39 年 1 月までの申立期間①の被保険者記録が無い。

しかし、雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間①を含む昭和 38 年 4 月 13 日から 41 年 4 月 20 日まで、当該事業所で継続して勤務していたことが確認できる。

また、社会保険事務所の記録により、申立期間①において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認された者に照会したところ、このうち一人が、「当時は二人で交代して勤務していたが、申立人とは、申立期間①を通じて二人組みで勤務しており、自分と仕事の内容等に違いは無かった。」と供述しているほか、他の一人も、「申立人は当該事業所に 2 年間から 3 年間は継続して勤務していた。」と供述しているところ、当該同僚は、いずれも申立期間において厚生年金保険の加入記録が継続している。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立期間①当時、当該事業所においては、複数の厚生年金保険加入期間が確認できる者はいないことから、当該事業所において、継続して勤務している途中の期間について厚生年金保険の被保険者資格を喪失させる取扱があったことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 38 年 9 月の社会保険事務所の記録から、2 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立期間に係る保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、社会保険事務所の記録により、申立期間②以前から B 社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者等複数の同僚が、「申立人は、昭和 41 年 4 月に当該事業所に入社し、その後も自分と一緒に勤務していた。」と供述していることから判断すると、申立人が申立期間において、当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立人及び複数の同僚が、「当該事業所の従業員数は 8 人から 10

人であった。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録によれば、当該事業所の申立期間②における月別の厚生年金保険被保険者数は、8人から14人（月別平均では9.2人）であることが確認できる。さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者18人のうち、生存が確認された者8人に照会したところ、回答があった5人については、当該事業所で試用期間等があったことをうかがわせる事情は見当たらないとともに、事務職、営業職等各種の職種について同保険に加入していたことが確認できるほか、社会保険事務所の記録によると、当該18人のうち3人は加入期間が2か月間と短期間であるとともに、それぞれ当時21歳の女性、36歳の男性、66歳の男性であったことが確認できることを踏まえると、当時、当該事業所では、職種、勤務期間、年齢、性別等にかかわらず、従業員のすべてについて、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人とほぼ同年齢で同じ業務に従事していた同僚のB社における昭和41年4月の社会保険事務所の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、B社が昭和51年11月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため確認できないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後に行われるべき健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主が42年1月10日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る41年4月から同年12月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 750

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は、昭和43年7月10日、資格喪失日は44年9月1日であると認められることから、当該期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和43年7月から44年7月までは2万2,000円、同年8月は2万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月20日から51年12月21日まで
昭和43年3月、A社に入社し、同社のB部門のC店にD職として勤務した。

その後、昭和51年12月にC店が閉鎖され、引き続き当該事業所のE部門のF店に勤務し、52年1月31日に退職した。

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、当該事業所に勤務した期間のうち、B部門に勤務した期間について厚生年金保険の加入記録が確認できないとの回答であった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和43年7月10日から44年9月1日までの期間について、社会保険事務所が保管するA社の厚生年金保険被保険者原票において、申立人と姓が異なり、名が同じ者（以下「G氏」という。）が、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、G氏の生年月日は、申立人の生年月日のうち、月と日が一致し、年のみが異なっているが、申立人が当該事業所のE部門に勤務した期間の厚生年金保険の加入が記録されている厚生年金保険被保険者原票の生年月日についても、年が誤って記録されており、この厚生年金保険被保険者原票に誤って記載されている申立人の生年月日は、G氏の厚生年金保険被保険者原票に記載されている生年月日と同一である。

さらに、G氏の姓は、申立人の戸籍謄本から申立人の結婚前の旧姓と一致することが確認でき、かつ、申立人の元妻からは、申立人は結婚する以前はG氏の姓を名乗っていたとの供述があった。

加えて、申立人は、社会保険事務所に年金記録を照会する際に、旧姓を告げていない上、G氏の生年月日と申立人が社会保険事務所に告げた生年月日が異なっていたことから、G氏の記録が申立人の年金記録として認められなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、G氏の記録は、申立人に係るものであると認められる。

なお、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、今回統合する社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票のG氏の記録により、昭和43年7月から44年7月までは2万2,000円、同年8月は2万6,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和43年3月20日から43年7月9日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚3人のうち、一人は既に死亡している上、ほか二人は、いずれも「当時のことは何も覚えていない。」と供述している。

加えて、社会保険事務所の記録から当該事業所に勤務していることが確認できた同僚二人に照会したところ、「申立人が当該事業所に勤務していたことは記憶しているが、入社時期については覚えていない。」と述べている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 申立期間のうち、昭和44年9月2日から51年12月21日までの期間について、複数の同僚の供述から判断すると、申立人が当該期間において、当該事業所に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人が名前を挙げた同僚3人のうち、申立人と異なる職種の事務担当者の同僚二人は、当該期間について、厚生年金保険の加入が確認できるが、申立人と同じ職種のB部門担当の同僚一人は、申立人がG氏の名前で厚生年金保険の資格を喪失した昭和44年9月1日と同じ日に資格を喪失している。

さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票の記録から、当該事業所において、申立人がG氏の名前で厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和44年9月1日と同じ日に資格を喪失している者が、ほかに計5人確認でき、これらはいずれも申立人と同じB部門担当者であることが確認できる。

加えて、申立人と同じ日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している同僚6人のうち、二人は、厚生年金保険の資格を喪失後、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している。

これらの状況を踏まえると、事業主は、何らかの事情により、申立人を含むB部門の担当者について、昭和44年9月1日に厚生年金保険の資格を喪失する旨の届出を行い、その結果、当該期間について厚生年金保険料を給与から控除していなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、また、61年4月から平成3年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から平成3年3月まで

昭和60年5月に中古住宅を購入し、国民年金保険料を納付できる状況ではなかったため、61年4月から平成3年3月までの期間については、A市B区役所で毎年免除申請をしていた。それにもかかわらず、この期間が未納とされているのはおかしい。

また、免除記録となっている昭和56年4月から61年3月までの期間については、保険料を納付していたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和56年4月から61年3月までの期間について、申立人の妻が提出した60年分の確定申告書(控)では、社会保険料控除額の記載は国民健康保険料だけであり、国民年金保険料の記載が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の妻が毎月、保険料を納付していたとする金融機関の存在は確認できるものの、申立期間当時の国民年金保険料の納付書は3か月単位であったことから、金融機関で毎月納付することはできない。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間のうち、昭和61年4月から平成3年3月までの期間について、免除の可否に係る要件は、保険料免除基準において、「被保険者又は被保険者の属する世帯の世帯主若しくは被保険者の配偶者の所得につき、前年分の所得税額があるときは、当該被保険者の保険料は免除しないこと。」とされ

ているが、申立人の妻が提出した60年分の確定申告書（控）において所得税の課税が確認でき、昭和61年度分の保険料の免除要件には該当しない。

また、申立人の妻は中古住宅を購入したため、免除申請をしたと主張しているが、保険料免除基準において、「市町村民税が賦課されていないこと等により、保険料の免除が認められる場合であっても、住宅を取得するための借入金を負担し、これを支払っている等の場合には、保険料の負担能力があると認められ、当該被保険者の保険料を免除しないことができる。」とされており、単に住宅取得を理由とした免除は認められない。

さらに、申立人自身は国民年金保険料の免除申請手続きに関与しておらず、国民年金保険料の免除申請をしていたことを示す関連資料も無い上、申立人の妻は、毎年3月12日にA市B区役所での確定申告の際に免除申請手続きをしたと主張しているが、同区役所において、3月中に次年度の免除申請を受け付けていたこと等の事実は認められない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人について、昭和56年4月から61年3月までの国民年金保険料については納付していたものと認めることはできず、また、61年4月から平成3年3月までの国民年金保険料については免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできず、また、61年4月から平成3年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から平成3年3月まで

昭和60年5月に中古住宅を購入し、国民年金保険料を納付できる状況ではなかったため、61年4月から平成3年3月までの期間については、A市B区役所で毎年免除申請をしていた。それにもかかわらず、この期間が未納とされているのはおかしい。

また、免除記録となっている昭和56年4月から61年3月までの期間は、保険料を納付していたので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和56年4月から61年3月までの期間について、申立人が提出した60年分の確定申告書(控)では、社会保険料控除額の記載は国民健康保険料だけであり、国民年金保険料の記載が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人が毎月、保険料を納付していたとする金融機関の存在は確認できるものの、申立期間当時の国民年金保険料の納付書は3か月単位であったことから、金融機関で毎月納付することはできない。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間のうち、昭和61年4月から平成3年3月までの期間について、免除の可否に係る要件は、保険料免除基準において、「被保険者又は被保険者の属する世帯の世帯主若しくは被保険者の配偶者の所得につき、前年分の所得税額があるときは、当該被保険者の保険料は免除しないこと。」とされ

ているが、申立人が提出した 60 年分の確定申告書（控）において所得税の課税が確認でき、昭和 61 年度分の保険料の免除要件には該当しない。

また、申立人は中古住宅を購入したため、免除申請をしたと主張しているが、保険料免除基準において、「市町村民税が賦課されていないこと等により、保険料の免除が認められる場合であっても、住宅を取得するための借入金を負担し、これを支払っている等の場合には、保険料の負担能力があると認められ、当該被保険者の保険料を免除しないことができる。」とされており、単に住宅取得を理由とした免除は認められない。

さらに、国民年金保険料の免除申請をしていたことを示す関連資料も無い上、申立人は、毎年 3 月 12 日に A 市 B 区役所での確定申告の際に免除申請手続をしたと主張しているが、同区役所において、3 月中に次年度の免除申請を受け付けていたこと等の事実は認められない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人について、昭和 56 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については納付していたものと認めることはできず、また、61 年 4 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から51年3月まで

新聞記事で国民年金にさかのぼって加入できることを知り、妻が加入手続きを行い、保険料を金融機関で納付した。現在、領収書は持っていないが、保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年8月に47年4月から51年3月までの国民年金保険料を特例納付したと主張しているが、社会保険庁の記録によると、53年8月9日に、36年4月から47年3月までの保険料が53年改正国民年金法附則第4条の特例納付により納付され、51年4月から53年3月までの保険料は、期日は把握できないが、53年8月に過年度納付されていることが確認できる。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、当時、50万円から60万円ぐらい納付したと記憶しているが、この金額は特例納付した昭和36年4月から47年3月までの保険料と過年度納付した51年4月から53年3月までの保険料の合計額57万1,200円と一致する。

さらに、申立人の老齢基礎年金の最低受給資格期間は、経過措置により252か月であるが、受給資格確保を目的として特例納付し、年度単位で遡及して納付したとすると、記録上の納付月数は妥当と考えられる。

加えて、申立人が申立期間において、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間について、申立人が保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 894

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から41年3月まで

20歳で国民年金に加入したが、2年連続水害に遭い、農作物に被害を受けたことから、昭和37年度及び38年度の国民年金保険料は免除申請した。

3年目の免除申請時、「さかのぼって保険料を納付できる。」と役場窓口で言われ、自分と母の保険料を追納し、併せて、昭和39年度分の保険料を妻の分も含めて納付した。

未納期間が有ることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い。

また、申立人は、免除申請した昭和37年度及び38年度の国民年金保険料を昭和39年にA町役場で追納したと主張しているが、A町では免除期間について追納勧奨は行っていない上、同町窓口では追納保険料を収納していないほか、申立人が記憶する追納金額は実際の金額と相違するなど、申立内容に不合理な点がみられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、社会保険事務所の払出簿から昭和42年4月であることが確認でき、それ以前の申立期間当時は国民年金に未加入であったと考えられる上、同手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の大半が時効により納付することができない期間であり、特例納付ができる時期でもなかった。

加えて、申立人は、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料の納付場所、保険料額等についての記憶が明確でなく、保険料の納付状況が不明であり、同期間は申立人の妻も未納記録となっている。

このほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出され、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から63年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から63年12月まで

申立期間のうち、昭和55年4月から56年3月までの期間については、A銀行B支店かC市D区役所の出張所、又は郵便局で納付している。

申立期間のうち、昭和56年4月から61年3月までの期間については、同市D区役所国保督促係の職員から自宅訪問の際に言われて一度だけ免除申請を行い、その後、25万円ぐらいの保険料を5回ぐらいに分けて納付書を送付してもらい、A銀行E支店か郵便局、又は同市D区役所の窓口で納付してきた。確認した係の人から、これで未納期間が解消したので、今後は滞納せず納付するように言われた。

その後も、毎月ではないが、納付ができるときには多く納め、合計で45万円ぐらい納付し、60歳から年金が支給されると聞いて安心していった。5年間も続けて免除申請はしていない。

申立期間のうち、昭和61年4月から63年3月までの期間については、A銀行B支店か同市D区役所の出張所、又は郵便局で納付している。

申立期間のうち、昭和63年4月から同年12月までの期間については、免除申請をしておらず、納付している。申立期間について、当時の領収書等は保管していないが、納付事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、C市D区役所の職員が自宅を訪問し、保険料の督促を行ったことにより納付しており、免除申請を行ったのは一度だけであると主張しているが、申立期間の国民年金保険料の納付時期、納付場所及び納付金額についての記憶が曖昧であるなど、納付状況が不明確である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時期は、昭和 55 年 3 月ごろと推定されるが、社会保険庁が保管する被保険者記録及びC市が保管する被保険者名簿（マイクロフィルム）においても申立期間に係る納付記録は無い上、昭和 56 年度から 60 年度までの期間及び昭和 63 年 4 月から同年 12 月までの期間に係る申請免除の記録についても、両者一致しており不自然な点はみられない。

さらに、申立人には申立期間以外にも未納及び未加入の期間が存在し、かつ、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出され、保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年4月から58年3月まで

昭和52年に妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、自分が経営している会社が、厚生年金保険適用事業所になった平成元年4月以前の期間について、妻が夫婦二人分の国民年金保険料をA信用金庫B支店などで納付していた。また、申立期間当時、従業員の国民年金保険料も一緒に妻が納付していた。申立期間の国民年金保険料について、妻が納付済みで、自分が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社の経理を担当していた妻が従業員の国民年金保険料も一緒に納付していた。」と供述しているところ、昭和57年5月ごろから勤務していた従業員について、申立期間のうち、57年4月から58年3月までの国民年金保険料はすべて納付済期間であることが確認できる。

また、申立人が経営する事業所を担当する税理士から、「当時一般的に、厚生年金保険の未適用事業所については、国民年金保険料を事業所と社員が折半して負担する会計処理をしていた。」との供述が得られた。

しかしながら、同税理士から提出された昭和56年12月1日から57年11月30日までの期間(第2期)及び57年12月1日から58年11月30日までの期間(第3期)の決算報告書の法定福利費を確認するも、当該事業所の代表取締役である申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していた事実を推認することはできない。

さらに、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に全く関与していない上、申立期間の国民年金保険料を納付していたとされる、その妻の供述においても、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況は明確でない。

加えて、社会保険事務所が保管する記録から、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 59 年 1 月ごろに払い出されたことが確認でき、申立期間直後の 58 年 4 月から同年 12 月までの保険料を同年 12 月 19 日に一括納付していることから、このころに申立人は国民年金の加入手続を行ったと推認され、その時点で、申立期間の国民年金保険料の大半が時効により納付できない期間である。

その上、昭和 58 年 12 月以前に、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い。

このほか、申立期間は 72 か月と長期間である上、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立人の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から58年12月までの期間及び60年4月から63年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年1月から58年12月まで
② 昭和60年4月から63年3月まで

A販売業を経営していた昭和63年ごろは、夫婦二人分の国民年金保険料を3か月ごとに納付していたのを記憶しているので、納付を証明するものは無いが、申立期間について未納の記録となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立期間が60か月と長期間である上、申立人には申立期間以外の期間にも国民年金保険料の未納期間がある。

また、申立人は夫婦二人分の国民年金保険料を3か月ごとに納付していたと主張しているが、申立人の妻の昭和57年度は過年度納付の記録、58年度の納付記録は1年分の保険料を前納した記録となっていることが確認でき、申立人の主張には不自然さが見受けられる。

2 申立期間①については、社会保険庁の記録から昭和61年2月26日に58年4月から59年3月までの国民年金保険料を過年度納付したが、同年3月25日に時効が完成していない59年1月から同年3月までの期間を除き還付の決議処理がなされ、相当額が申立期間に充当されずに還付されていることが確認できる

3 申立期間②については、その直前である昭和59年度分について、夫婦共に申請免除となっているが、申立人の妻の申請免除期間分を追納しながら、申立人の免除申請期間を追納できなかったのは、A販売業の売上げが思うように伸びなかったことが原因であったと供述していることから推測すると、

申立期間②について、申立人の保険料を現年度納付していたとは考え難い。

また、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻の昭和60年度及び61年度も未納記録となっている上、申立人の納付方法等に係る記憶が明確でなく、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から62年3月まで

夫が経営するA販売業は順調に売上げがあったので、未納は考えられない。確定申告書は5年間保存してきたが、年度の経過とともに廃棄処分をするなど、納付を証明するものは無いが、申立期間について、未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人は国民年金保険料の納付手続に関与しておらず、これを行ったとする申立人の夫に聴取しても納付方法等に係る記憶が明確でなく、保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間は24か月と比較的長期間であるほか、当該期間については申立人の夫の納付記録も未納となっている。

さらに、申立人は申立人の夫が夫婦二人分の国民年金保険料を3か月ごとに納付していたと主張しているが、申立人の昭和57年度は過年度納付の記録、58年度の納付記録は1年分の保険料を前納した記録となっていることが確認でき、申立人の主張には不自然さが見受けられる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの期間及び55年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできないとともに、54年1月から同年12月までの国民年金保険料についても、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から50年3月まで
② 昭和54年1月から55年3月まで

申立期間①については、妻が私の国民年金加入手続をA区役所で行い、保険料についても妻が郵便局かB銀行の支店で納付していた。

また、申立期間②のうち昭和54年1月から同年12月までの前納保険料は、厚生年金保険との重複加入及び前納保険料の未経過期間として還付請求により還付されたことになっているが、還付の申請も還付金の受取りもしていない。

さらに申立期間②のうち昭和55年1月から同年3月までの期間については、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた。

以上のことから、申立期間のうち厚生年金保険重複分の国民年金保険料を還付するとともに、ほかの申立期間の未納記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、申立人の妻が昭和49年4月にC県A区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、社会保険事務所の記録から申立人の国民年金手帳記号番号は50年4月ごろに払い出されたと推定できることから、そのころに国民年金の加入手続が行われ、申立人の国民年金手帳に記載された「初めて被保険者となった日(昭和49年4月1日)」は、さかのぼって記載されたものと考えられる。

また、保険料を納付したとする申立人の妻は、国民年金年保険料をさかのぼって納付した記憶が無い上、申立人と同時期に国民年金手帳記号番号の払

出しを受けた47人の保険料納付状況を調査しても49年12月以前に納付開始した者はいないことから、申立人の妻が、50年4月に国民年金加入手続きを行い、昭和50年度分から納付開始したとしても不自然ではない。

さらに、昭和50年3月以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 2 申立期間②のうち昭和54年1月から同年12月までの国民年金保険料については、申立人が所持する領収証書により、54年1月に前納されていることが確認できるものの、その後、申立人が53年12月11日に厚生年金保険に加入していたことが判明し、A社会保険事務所の還付整理簿には、53年12月から54年12月までの保険料は、国民年金資格喪失後の未経過期間保険料として「金額38,670円、期間53.12～54.12、53.12.11資格喪失、還付決定54.6.21、還付金支払54.7.11」と記載されている。

また、同社会保険事務所の特殊台帳にも、「カンパ 53.12－54.12 ¥38670 (54.06.21)」との記載が確認でき、還付整理簿に記載されている還付期間、還付金額及び還付決定日と符合し、不自然な状況はみられないことから、当該期間の保険料は還付されたものと考えるのが妥当である。

- 3 申立期間②のうち昭和55年1月から同年3月までの期間については、申立人の妻は、当該期間の国民年金保険料の領収証書を所持しており、口座振替により納付済みであることが確認できるが、申立人は、当該期間直前の口座振替の状況及び妻の供述から、妻とは別の銀行口座から保険料を振替により納付していたと推認でき、同一口座から夫婦一緒に振替をしたものとは考え難い。

また、申立人は、昭和54年4月に厚生年金保険の資格喪失後、改めて口座振替手続を行った形跡が見当たらない上、保険料を納付していたとする申立人の妻の納付方法等に係る記憶が明確でない。

さらに、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたもの又は還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月までの期間、同年 10 月、60 年 2 月から 61 年 3 月までの期間、62 年 1 月から同年 9 月までの期間、63 年 10 月から同年 12 月までの期間、平成 7 年 4 月から同年 7 月までの期間及び同年 9 月から 8 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 58 年 10 月から 59 年 3 月まで
② 昭和 59 年 10 月
③ 昭和 60 年 2 月から 61 年 3 月まで
④ 昭和 62 年 1 月から同年 9 月まで
⑤ 昭和 63 年 10 月から同年 12 月まで
⑥ 平成 7 年 4 月から同年 7 月まで
⑦ 平成 7 年 9 月から 8 年 3 月まで

申立期間①から⑦までの国民年金保険料は、毎月、A 市 B 区役所の集金人又は同区役所で納付した。私が出張等で不在の時は、妻が代わって納付していた。

各申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、集金人又は A 市 B 区役所で毎月納付し、過去の保険料未納分をさかのぼって納付したことは無いと主張しているが、社会保険庁及び A 市の記録から 3 か月ごとの納付及び過年度納付の記録が複数確認でき、保険料の納付方法に関する申立人の供述内容は納付済期間の記録と整合しない。

また、A 市が国民年金推進員による国民年金保険料の戸別収納を行っていたのは昭和 50 年 3 月までであり、申立期間の保険料を同市 B 区役所の集金人に

納付したとする申立内容は不合理である。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿及び住民票により、申立人は、昭和61年10月に同市を転出し、平成6年11月に同市へ転入した記録が確認できる上、同市では、申立人の昭和62年度から平成6年度までの国民年金被保険者名簿を作成しておらず、この間、申立人は、同市において国民年金の再加入手続を行っていなかったと考えられることから、申立期間④及び⑤の保険料を区役所で納付することはできない。

加えて、申立期間のうち婚姻期間中について、申立人の妻の国民年金保険料は、未納又は法定免除の記録となっていることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 751

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 6 月 1 日から 49 年 6 月 1 日まで
借家の大家の紹介でA社に事務員として入社し、昭和 48 年 6 月 1 日から 49 年 5 月 31 日まで勤務した。この間、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の配偶者の供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が申立期間に同社に勤務していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、当該事業所は、社会保険事務所の記録によると、厚生年金保険の適用事業所であった形跡が無く、申立人及び事業主の配偶者の供述によると、申立期間当時、当該事業所で勤務していた者は申立人を含め3人であったとすることから、当時の適用事業所の要件（常時5人以上使用）を満たしていなかったと考えられる。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚は、申立期間について厚生年金保険に加入していた形跡が無いほか、当該事業主及び申立人が名前を挙げた同僚は、申立期間において国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

加えて、当時の事業主は既に死亡しており、申立ての事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

なお、雇用保険の記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情等はない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月から 49 年 3 月まで
昭和 48 年 2 月に A 社に入社し、49 年 3 月まで正社員として勤務していた。
厚生年金保険料の控除を証明する資料等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び A 社の役員の供述により、申立人は昭和 48 年 2 月 5 日から 49 年 1 月 20 日まで、同社に勤務していたことは認められるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和 49 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は、適用事業所に該当しないことが確認できる。

さらに、事業主は、「当該事業所が適用事業所となる前に、従業員の給与から厚生年金保険料を控除することは有り得ない。」と供述しており、社会保険事務所の記録により、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日に厚生年金保険被保険者資格を取得した者は、これより前に当該事業所において厚生年金保険に加入していた形跡は無い上、これらの者のうち連絡の取れた一人が、「当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前に、給与から厚生年金保険料が控除されたことは無かった。」と供述している。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚に照会したものの回答が得られなかったが、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものと

考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 753

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年4月1日から25年9月14日まで

A社(現在は、B社)C出張所での厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答をもらった。

当時の給与明細書等は保管していないが、間違いなく社会保険に加入し、給与から保険料が控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の同僚の供述から判断すると、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間にA社C出張所に勤務していたことは推認できるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和24年7月1日であることが確認できるが、同日に当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した者4人は、いずれも同日までA社D支社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できることから、同社C出張所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間については同社D支社で被保険者資格を取得させ、同社C出張所が適用事業所となって以降は同社C出張所で被保険者資格を取得させていたものと考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管するA社D支社及び同社C出張所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿を確認したが、両事業所とも申立人の厚生年金保険の加入記録は確認できない。

加えて、B社に照会したところ、「当時の関係資料が無く、申立人の勤務状

況及び厚生年金保険の適用状況については不明であり、また、試用期間の有無及び厚生年金保険の適用基準等についても不明である。」との回答を得ている上、E保険組合においても、「保存年限経過のため当時の関係資料が残っておらず、申立人の健康保険の加入状況については不明である。」との回答を得ている。

その上、申立人が名前を挙げた同僚及び社会保険事務所の記録により、申立期間当時に当該事業所に勤務していたことが確認できる者で、唯一、所在が確認できた者に照会したところ、申立人が申立期間中に勤務していたことは覚えているとの供述を得たが、厚生年金保険の加入手続等の具体的な供述を得ることはできなかった。また、社会保険事務所が保管するA社D支社及び他のF県内の出張所の被保険者名簿から、申立期間の前後に厚生年金保険の加入記録が確認できる者に照会したところ、複数の者が、当時、勤務していた事業所において、1か月から3か月の試用期間があったと供述していることから、当該事業所においても、職員採用後、すぐに厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 754

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 40 年 5 月 1 日まで
昭和 39 年 4 月 1 日に A 社 B 支店 (C 営業所 D 部門) に臨時雇用員として就職し、40 年 12 月からは E 共済に加入した。

社会保険事務所の記録によると、当該事業所での厚生年金保険の資格取得日が昭和 40 年 5 月 1 日になっているが、F 社を退職する際、「臨時雇用員であった期間も年金の期間に加算される。」と聞いたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した A 社 B 支店における勤務履歴書の写しにより、申立人は、申立期間のうち、臨時雇用員として A 社 B 支店管内で昭和 39 年 10 月 1 日から勤務していたことが認められるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、G 社に照会したところ、「厚生年金保険等への加入は事業所単位の裁量に委ねられていたが、届出等に関する資料が A 社から一切継承されておらず、実態を把握することはできない。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認ができない。

さらに、申立人は、「当時、D 部門において、臨時雇用員として勤務していたのは自分一人であった。」と供述しており、社会保険事務所の記録によると、申立期間において D 部門で厚生年金保険の被保険者であった者が確認できない上、申立人が名前を挙げた同僚一人は、申立期間当時、E 共済に加入しており、申立人の厚生年金保険の適用状況についての事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできない。

加えて、当該事業所は、厚生年金保険の適用はA社B支店が一括して行っており、社会保険事務所の記録から、申立人と同時期にC営業所において厚生年金保険の被保険者となった者について調査したところ、申立人と同一営業所の他部門に勤務したとする者一名が、「臨時雇用員として就職し、1年以上の期間において厚生年金保険に加入した。」と供述しており、同人の人事記録による入社日と社会保険事務所の記録を比較したところ、供述どおりの期間を経過した後に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間当時、当該事業所は、社員を採用後相当の期間が経過するまでは厚生年金保険の加入手続を行っていなかったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 755

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 5 月 26 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 55 年 3 月 27 日から同年 4 月 1 日まで

厚生年金保険加入期間の照会をしたところ、両申立期間について加入した事実が無い旨の回答を受けた。①の期間は、A社（現在は、B社）に、②の期間は、C社にそれぞれ月末まで在籍し、厚生年金保険に加入していたと記憶している。

両申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 両申立期間について、申立人が厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。
- 2 A社に係る申立期間①については、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格喪失日は昭和 54 年 5 月 26 日と記載されていることが確認でき、この記載内容に訂正等の不自然さはみられない。

また、当該事業所から提出された、申立期間当時の社会保険事務担当者が記載した退職日の分かる職員名簿には、申立人は昭和 54 年 5 月 25 日に退職したことが記載されていることが確認できる。

さらに、申立期間当時の経理担当者、社会保険事務担当者及び複数の同僚に照会したが、申立人が当該事業所に昭和 54 年 5 月 31 日まで在籍し、給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて具体的な供述は得られなかった。

加えて、雇用保険の加入記録においても、当該事業所における申立人の離

職に係る年月日の記録は昭和 54 年 5 月 25 日であり、社会保険事務所における厚生年金保険の資格喪失日（離職日の翌日）の記録と合致している。

このほか、申立期間①の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 C社に係る申立期間②については、当該事業所より提出された申立人が申立期間当時に当該事業所に提出した昭和 55 年 3 月 24 日付けの退職願には、「3 月 26 日をもって退職したい」と記載されており、さらに、同年 3 月 26 日付けの稟議書により同日に受理されたことが確認できることから、申立人は当該事業所に月末まで在籍していなかったと判断できる。

また、当該事業所より提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人に係る資格喪失日は昭和 55 年 3 月 27 日と記載されている上、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格喪失日と一致していることが確認でき、この記載内容に訂正等の不自然さはみられない。

さらに、当該事業所が加入している D 保険組合より提出された被保険者台帳には、申立人は昭和 55 年 3 月 27 日に資格を喪失したことが記載されており、社会保険事務所における厚生年金保険の記録と一致する。

加えて、申立期間当時、当該事業所において社会保険事務を担当していた者は、「各個人の退職日等の詳細については記憶していないが、本人からの退職願に基づいて事務処理を行っていた。厚生年金保険料を社会保険事務所に納付する際にも、未払金と納付書の金額を照合していた。」と供述していることから判断すると、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料は控除されていなかったものと考えられる。

その上、雇用保険の加入記録においても、当該事業所における申立人の離職に係る年月日の記録は昭和 55 年 3 月 26 日であり、社会保険事務所における厚生年金保険の資格喪失日（離職日の翌日）の記録と合致している。

このほか、申立期間②の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給料から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年12月26日から33年5月9日まで
② 昭和33年11月1日から同年11月30日まで
③ 昭和39年4月9日から同年4月30日まで

申立期間①については、昭和32年4月1日から33年10月30日までの期間において、A社で継続して勤務していたものの、32年12月26日から33年5月9日までの期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。

また、申立期間②及び③については、B社において、昭和33年11月1日から39年4月30日まで継続して勤務していたにもかかわらず、このうち両申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。

いずれの申立期間においても、間違いなく継続して勤務したことから厚生年金保険の加入記録が無いことは納得できないので、すべての申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶は無い。

2 申立期間①については、複数の同僚の供述及び申立人の申立内容から判断すると、申立人が申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、平成2年4月2日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主及び社会保険事務担当者も既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用に

ついて確認することはできない。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人が名前を挙げた申立期間当時の社会保険事務担当者についても、申立期間に係る当該事業所での厚生年金保険の加入記録は無い。

さらに、当該事業所において、昭和 32 年及び 33 年のいずれにおいても厚生年金保険の被保険者資格取得記録が確認できる同僚 9 人及び申立人と同日において当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚一人の併せて 10 人のうち所在が特定できた 3 人に照会し、3 人から回答が得られたところ、このうち二人が「私は、申立期間において、当該事業所に継続して勤務していた。」と供述しているものの、当該同僚二人については申立期間に係る当該事業所での厚生年金保険の加入記録が無い上、このうち一人は、「申立期間について、給与から厚生年金保険料が控除されていたことは無い。」と供述している。

加えて、前述の同僚のうち一人は、「職員は、冬期間において、厚生年金保険には加入していなかったと思う。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録により、申立期間において、厚生年金保険被保険者として継続した記録が確認できるのは事業主のみであることから判断すると、申立人が申立期間において、厚生年金保険に加入し、給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

- 3 申立期間②及び③については、申立人は両申立期間において、B 社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと主張しているが、当該事業所は、昭和 47 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主、取締役及び社会保険事務担当者は、いずれも既に死亡していることから、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することはできない。

また、申立期間②について、社会保険事務所の記録により、申立人と同様に昭和 33 年において当該事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚 17 人のうち所在が特定できた 10 人に照会し、3 人から回答が得られたものの、申立人が申立期間②において、当該事業所に勤務していたことを裏付けるような供述を得ることはできなかった。

さらに、前述の同僚 3 人全員が「当該事業所では試用期間は無く、入社初日から厚生年金保険に加入しており、入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日は一致している。」と供述していることから判断すると、当該事業所では、入社日から厚生年金保険に加入させていたことが推認される上、申立人の当該事業所における入社日と厚生年金保険の被保険者資格取得日とは一致しているものと考えられる。

加えて、申立期間③について、社会保険事務所の記録により、申立期間③に係る当該事業所での厚生年金保険の加入記録が確認できる同僚 8 人に

照会し、このうち4人から回答が得られたが、申立人が申立期間③において、当該事業所に勤務していたことを裏付けるような供述を得ることはできない上、4人全員が「当該事業所では、退職日まで厚生年金保険に加入しており、退職日と厚生年金保険の被保険者資格喪失日とは一致している。」と供述している。

その上、申立期間②について回答が得られた同僚3人と申立期間③について回答が得られた同僚4人の併せて7人全員が、「当該事業所に係る在籍期間と厚生年金保険の加入記録とは一致しており、相違は無い。」と供述していることから判断すると、申立人についても、当該事業所に係る在籍期間と厚生年金保険の加入記録とは一致しているものと推認することができる。

なお、申立人は、「当該事業所に係る厚生年金保険の加入期間について、当該事業所に脱退手当金の代理請求を依頼した。」と供述しているところ、社会保険事務所の記録により、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和39年7月16日に、脱退手当金の支給決定がなされていることが確認できることから、事業主による代理請求がなされたものと考えられる上、支給額に計算上の誤りは無いこと、及び当該事業所における厚生年金保険の加入期間と脱退手当金の支給対象期間とは一致していることを併せて判断すると、申立人が両申立期間について、当該事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたものとは考え難い。

4 このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を、各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 757

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月1日から36年8月1日まで
平成19年に年金記録を確認したところ社会保険事務所から、申立期間については昭和37年5月に脱退手当金として受給しているとの回答を受けた。脱退手当金を請求したことも受給したことも無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金の受給については、①社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する表示は無いが、その他の受給者にも、脱退手当金の支給を意味する表示が無いこと、②申立期間の脱退手当金の支給額が法定支給額と1円相違しているが、その原因は、被保険者名簿からの転記又は手計算による事務処理の誤りと推測されること、③社会保険業務センターが保管する申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所へ回答したことが記録されていることなどから、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 12 日から 38 年 7 月 28 日まで
年金記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給されているとのことだが、当時は、社会保険事務所の名前も場所も知らず、手続に行った覚えも無いので調べてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 38 年 7 月 28 日から前後 2 年間に資格喪失した者 6 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、うち 4 人について 3 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、申立人が名前を挙げた同僚二人のうち一人は「会社の厚生課で脱退手当金の受給手続をしてもらった。皆、そのようにしていた。」と供述しており、他の一人も「当時は脱退手当金を受け取るのが普通であった。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされたものと考えられる。

また、申立人の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する表示は無いが、その他の受給者にも脱退手当金の支給を意味する表示が無い上、申立期間の脱退手当金はその支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の昭和 38 年 11 月 9 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金

を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 4 日から 39 年 5 月 4 日まで

社会保険事務所に申立期間の年金記録を確認したところ、脱退手当金を支給済みとの回答を受けた。脱退手当金を請求したり、受給した記憶は一切無いので、当該期間について被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後 5 ページに記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 39 年 7 月の前後 2 年間に資格喪失した 43 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、うち 41 人については資格喪失日から約 5 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、連絡の取れた同僚 3 人のうち二人が「事業所が脱退手当金の請求手続をとってくれた。」と供述しており、他の一人も「年金で受けられるということに関係なく請求しました。退職したときには、皆さんがそうしていたのではないのでしょうか。」と供述していることから、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、①申立期間の脱退手当金の支給額が法定支給額と 70 円相違しているが、その原因は被保険者原票からの転記又は手計算による事務処理の誤りと推測されること、②申立人の厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金の支給を意味する表示は無いが、上記の 43 人のうち被保険者原票に脱退手当金が支給された表示のある者は 13 人のみであり、申立人の支給決定日を含む昭和 37 年から 39 年までに支給決定された者についてはすべて脱退手当金の支給を意味する表示が無いことから、これらの事実をもって脱退手当金の支給が無かったとは判断できない。

なお、申立期間より前に脱退手当金が未請求の厚生年金保険被保険者期間が有るが、当該期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、申立期間の脱退手当金が請求された昭和 39 年当時、社会保険事務所では、請求者からの申出が無ければ別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったと考えられるところ、本事案は事業主による代理請求がなされた可能性が高いことから、事務処理上に不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 760

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 5 月 9 日から同年 8 月 1 日まで
② 昭和 38 年 12 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所に申立期間の年金記録を確認したところ、脱退手当金を支給済みとの回答を受けた。脱退手当金を受給した記憶は一切なく、何かの間違いだと思われるので受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票において、昭和 31 年 5 月 1 日から 41 年 4 月までに被保険者資格を取得した女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である 41 年 4 月の前後 2 年間に資格喪失した申立人を含む 6 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、うち 4 人について資格喪失日の 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金はその支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 41 年 5 月 27 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

なお、申立期間より前に脱退手当金が未請求の厚生年金保険被保険者期間が有るが、申立人が当該期間を被保険者期間として認識したのは、満 60 歳に達した時行った国民年金の繰上支給手続の際であるとともに、当該期間と申立期間である被保険者期間とは別番号で管理されており、申立期間の脱退手当金が請求された昭和 41 年当時、社会保険事務所では、請求者からの申出が無けれ

ば別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったと考えられるところ、本事案は事業主による代理請求がなされた可能性が高いことから、事務処理上不自然さはいかたがえなない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 761

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 1 月ごろから 31 年 12 月ごろまで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入していた形跡は無かった旨の回答を受けた。当該期間は、A業で働く人の娯楽施設になっていたB社C事業所のD部門に勤務しており、施設内のE作業、F作業等の仕事をしていた。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる資料は無いが、当該期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒に勤務していた複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がB社C事業所にD部門従業員として勤務していたことは推認できるが、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人も厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和 44 年 5 月 27 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているため、B社G部から発足したH社に照会したが、B社の権利及び義務は継承しておらず、当時の人事記録等の書類も残っていないと回答しているため、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人が名前を挙げた同僚 3 人については、当該事業所において厚生年金保険の加入記録は確認できず、全員が、「当時、厚生年金保険に加入していたか否かについては分からない。」と供述していること、社会保険事務所の記録により当該事業所において厚生年金保険に

加入していたことが確認できる当該事業所の保険課に勤務していた者が、「D部門従業員の医療保険は日雇健康保険であり、厚生年金保険に加入させていなかった。この取扱いは以前から変わらず、申立期間においても厚生年金保険には加入させておらず、保険料も控除していなかったはずである。」と供述していることから判断すると、申立人は当該事業所において厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。

加えて、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は記載されておらず、同名簿の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの申立事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 762

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月 31 日から 54 年 4 月 30 日まで
昭和 49 年 10 月 10 日から 59 年 3 月 31 日まで、A社に継続して勤務していたが、申立期間は厚生年金保険に加入していない記録となっている。
入社時の面接で、社長から社会保険に入れると説明を受けていたし、申立期間についても以前と変わらず保険料を控除されていた記憶があるので、厚生年金保険に加入していたことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立期間のうち昭和 50 年 6 月 2 日から同年 12 月 30 日までの期間、51 年 5 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間、52 年 5 月 2 日から同年 12 月 31 日までの期間及び 53 年 5 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間については、A社に勤務していたことが認められるが、申立人が、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によると当該事業所は昭和 59 年 5 月 23 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡しているため、当該事業所の経理を担当していたB社に照会したが、当時の資料は既に廃棄しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用等について確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所の厚生年金保険被保険者であったことが確認できた者二人に照会したが、「申立人が当該事業所に勤務していたことは記憶しているものの、厚生年金保険の適用状況については分からない。」としている。

加えて、申立人は、当該事業所の従業員は十数人であったと供述していると

ころ、社会保険事務所の記録によると申立期間における当該事業所の厚生年金保険被保険者数は最大でも3人であることから判断すると、事業主は、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない実態が見受けられる。

その上、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人は、昭和50年5月31日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失していることが確認でき、申立人の父である当該事業所の事業主であった者には同年10月の定時決定の記載がなされているところ、申立人には当該記録が無い。このように、定時決定の記録が無いのは、申立人について、事業主から50年5月31日に資格を喪失した旨の届出が提出されたためであると考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 763

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年1月から33年4月まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について加入した形跡は無い旨の回答を受けた。申立期間については、労働組合関係者であった兄の紹介で、A社B事業所（現在は、C社）に、3度目となる勤務をした。

厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社B事業所に係る申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、A社によると、当時の資料が散逸していることから申立人が申立期間に勤務していたか否かは確認不能であるとしており、当時の事務担当者も確認できないことから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できない。

さらに、申立人を当該事業所に紹介したとする兄は既に死亡しており、申立人が一緒に勤務していたとする同僚も申立期間に申立人が勤務していたか否かの記憶は無いため、申立てに係る供述を得ることはできず、社会保険事務所の記録により申立期間当時に当該事業所の厚生年金保険被保険者であったことが確認できた5人に照会したが、「申立人と一緒に勤務していたかどうかは分からない。」としている上、このうちの一人は「当該事業所の雇用形態には、正社員、準社員（試用期間中の者）、短期雇用（臨時職員）があり、準社員及び短期雇用の者については厚生年金保険に加入していなかった。私も準社員の

間は厚生年金保険に加入していなかった。」と述べているところ、申立人は「申立期間当時は臨時職員だった。」としていることから判断すると、申立人は申立期間当時、厚生年金保険に加入していなかったものと考えられる。

加えて、申立期間に係る当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、同名簿の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 764

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月 1 日から同年 8 月 31 日まで
A社に昭和 40 年 9 月 1 日に入社し、42 年 8 月 31 日まで途切れることなく勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録では、40 年 9 月 1 日から 42 年 5 月 31 日となっているので、同年 6 月 1 日から同年 8 月 31 日までについても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人が勤務していたA社は、平成 18 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しており、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の適用に係る記録及び供述を得ることができない。

さらに、申立人の雇用保険の被保険者記録では、申立人の離職日は昭和 42 年 5 月 31 日とされており、これは、社会保険事務所が保管する当該事業所の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票の資格喪失日（離職日の翌日）の記録と合致している。

加えて、申立人が名前を挙げた同僚二人は、「申立人はA社に勤務していたが、いつまで勤務していたかは記憶に無い。」としており、また、他の同僚で昭和 42 年 6 月 1 日に入社した者は、「私が入社した時には、申立人は退職した後で、申立人とは会ったことが無い。」と供述していることから、申立人は申立期間について当該事業所に勤務していなかったものと考えられる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月 1 日から 50 年 6 月 30 日まで
② 昭和 54 年 10 月 13 日から 57 年 12 月 30 日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の被保険者期間について照会したところ、申立期間については、加入していた事実が無いとの回答をもらった。申立期間はA社に勤務していたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録によると、申立期間①のうち昭和 48 年 4 月 1 日から同年 12 月 15 日までの期間、49 年 6 月 1 日から同年 12 月 14 日までの期間及び 50 年 6 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間については申立事業所の関連会社である B 社に、申立期間②のうち 54 年 10 月 14 日から同年 11 月 30 日までの期間については C 社及び 56 年 5 月 2 日から 57 年 12 月 30 日までの期間については D 社にそれぞれ勤務していることが認められ、申立人が勤務していたと主張する A 社における勤務の実態は確認できない上、申立人が両申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、申立人が勤務していたと主張する事業所は、社会保険事務所が保管する適用事業所名簿に適用事業所としての記録が無く、厚生年金保険の適用事業所とするための手続を行っていないことが確認できる。

さらに、申立てに係る事業所の関連会社である B 社における申立人の厚生年金保険の適用状況についても、健康保険記号番号順索引簿及び健康保険厚生年金保険被保険者原票により調査したが、両申立期間において申立人の氏名は記

載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が両申立期間当時、当該事業所で共に働いていたとして名前を挙げた同僚二人については、申立人は姓又は名前だけしか記憶していないため個人の特定ができない。また、申立人が名前を挙げた以外の同僚で、社会保険事務所が保管する関連会社であるB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、両申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる従業員6人に対して照会したところ、3人から回答が得られたが、そのうち一人は「申立人のことは分らない。」とし、二人は「申立人の名前は聞いたことがあるが、詳しく知らない。」と供述しており、両申立期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できなかった。

これについて、申立事業所の事業主は、「申立事業所も関連会社のB社も解散しており、当時の関係資料はすべて廃棄しているため、従業員をどのように厚生年金保険に加入させていたかについては分らない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 766

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 3 月ごろから 36 年 4 月ごろまで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和 39 年 4 月 10 日から平成 11 年 1 月 21 日までは確認できるが、申立期間について加入した事実はない旨の回答を受けた。A 病院（現在は、B 病院）は、昭和 30 年 8 月から社会保険の適用事業所になっており、従業員は全員加入していたはずである。

自分も C 職助手として勤務していたので、当然加入していたはずであり、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 病院に勤務していた複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できるが、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も給与から厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、当該事業所によると、個人病院として経営していた時期の資料等は残されておらず、当時の事業主及び事務長も既に死亡しているため、申立人の勤務期間や厚生年金保険の適用状況について確認できない。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚 8 人のうち、所在が確認できた 4 人に照会したところ二人から回答が得られたが、共に申立人については記憶しているものの勤務の期間までは記憶しておらず、厚生年金保険の適用についても分からないと回答している上、当該同僚の入社日と厚生年金保険の資格取得日との関係を見ると、共に入社から 1 年以上経過してから厚生年金保険の資格を取得していることが確認できることから、事業主は、入社から一定期間において厚

生年金保険の資格を取得した旨の届出を行っていたと推測される。

加えて、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の名前は記載されておらず、整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 767

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 9 月から 36 年 9 月まで

A社（現在は、B社）C事業所D事務所には試験を受け、昭和 32 年 9 月から採用となり、36 年 12 月まで途切れることなく勤務していた。厚生年金保険料控除の事実を確認できる給与明細書等の資料は無いが、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い。

また、A社に照会したが、当時の資料が散逸していることから、申立期間における申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況について確認できない。

さらに、申立人は、自分自身が正職員になった明確な記憶は無く、通知書もらった記憶も無いと供述しているところ、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人は同じ現場で同じ時期に働いていたが、仕事の種類や正職員であったかどうかは分からない。採用は、人数枠の関係で当初、臨時として採用され、後に正職員となる者もいた。」と供述しており、社会保険事務所の記録により当該同僚と同日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる者は、「正職員になった時に通知書もらった記憶がある。」と供述している。

加えて、社会保険事務所の記録により、申立期間においてA社C事業所D事務所の厚生年金保険被保険者であったことが確認できた4人に照会したが、申立人を記憶している者はいなかった。

その上、A社C事業所（A社C事業所D事務所の経営統合先）の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は昭和 36 年 10 月 5 日となっており、同名簿の記載に不自然な点は見受けられず、それ以前に申立人が資格取

得した形跡は認められない。

このほか、申立人の申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 768

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月 20 日から 48 年 4 月 1 日まで

昭和 46 年 4 月に A 社に B 課長として入社し、同社が、47 年 6 月に C 社(現在は、D 社)に吸収合併された後も引き続き勤務していた。この間、仕事の内容には変化が無く、同社には 48 年 4 月 1 日に E 社に入社するまで勤務していた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、D 社に照会したものの、当時の資料は廃棄されているため、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認することはできなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

2 申立期間のうち昭和 47 年 6 月 20 日から 48 年 1 月 10 日までの期間については、雇用保険の被保険者記録により、申立人が C 社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、申立人が A 社から C 社と一緒に移籍したとする同僚 5 人、及び社会保険事務所の記録により、申立期間において両事業所間で異動したことが確認された者二人は、いずれも、当該期間について厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い。

また、F保険組合が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び喪失届により、申立人が当該期間において同組合が運営する健康保険の被保険者であったことは確認できるものの、当該資格得喪届の様式は厚生年金保険被保険者の資格得喪届と複写式とはなっていないことが確認できるとともに、上述の同僚5人のうち、同保険組合の加入員記録が確認できる二人は、いずれも、当該期間について継続して同組合の加入員であったにもかかわらず、上述のとおり厚生年金保険の被保険者であった形跡が無いことを踏まえると、当該事業所では、厚生年金保険被保険者の資格得喪届と、健康保険被保険者の資格得喪届を同時には行っていなかったものと考えられる。

さらに、申立人及び複数の同僚は、「A社は、昭和47年6月にC社に吸収合併された。」と供述しているが、A社の登記簿の記録によると、同社がD社に合併されたのは57年10月21日であることが確認できるとともに、D社が保管するA社の取締役会議事録（昭和49年4月10日付け）においても、47年6月に合併等があったことをうかがわせる記述は無いことから、申立人及びその同僚の両社間の移籍は、実際には合併に伴うものではなかったと考えられる。加えて、社会保険事務所の記録により、申立期間以前からC社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者3人に照会したところ、このうち一人が、「C社では試用期間があった。」と供述しているとともに、自身が記憶する入社時点から3か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるほか、他の一人は、「A社からの移籍者についても試用期間があったということを聞いたことがある。」と供述していることを踏まえると、当時、C社では、A社からの移籍者について、採用後一定期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行ったものと考えられる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 申立期間のうち昭和48年1月10日から同年4月1日までの期間については、申立人がC社において一緒に勤務していたとする同僚5人のうち生存が確認された4人、及び社会保険事務所の記録により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに生存が確認された3人に照会したものの、申立人が当該事業所に同年3月31日まで勤務していたことを裏付ける供述は得られなかった。

また、上述の同僚5人のうち、社会保険事務所の記録により、昭和48年1月10日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる3人のうち二人は、F保険組合が保管する同組合の加入員記録により、いずれも、同日以降、それぞれ供述のあった退社日前後まで、継続して同組合の加入員であったことが確認できるのに対し、申立人は、同組合が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の写しにより、同年1月11日に同組合の

加入員資格を喪失していることが確認できるとともに、雇用保険の被保険者記録においても、同年1月10日に離職していることが確認できる上、申立期間以前からC社において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者3人に照会したところ、このうち一人が、「申立人のC社における勤務期間は短かったと記憶している。」と供述していることを踏まえると、申立人は、同年1月10日に退社していたか、又は、当該事業所により、退社に相当する取扱いが行われていたと考えるのが妥当である。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 769

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年7月から43年5月1日までの期間のうち数か月間
② 昭和41年7月から43年5月1日までの期間のうち数か月間
③ 昭和41年7月から43年5月1日までの期間のうち数か月間

申立期間①は、時期や期間は記憶していないもののA社に勤務し、B業務やC業務を行っていたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②は、時期や期間は記憶していないものの、D市中心部にあったE社に勤務し、F業務やG業務を行っていたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間③は、時期や期間は記憶していないもののH社（現在は、I社）に勤務し、J業務やK業務を行っていたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等は無いが、各申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人は、各事業所について、勤務していた時期や期間を具体的に記憶していないほか、各事業所に勤務していた順序についても記憶していないなど、勤務に関する記憶が明確ではない。

さらに、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の各事業所における加入記録は存在しない。

- 2 申立期間①については、申立人の複数の同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は昭和42年8月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の役員であった者に照会したものの、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況については確認できなかった。

また、社会保険事務所の記録によると、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和42年4月1日であることが確認できる一方で、社会保険事務所の記録により、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに生存が確認された者4人に照会したところ、このうち二人は、「申立人は、交通事故に遭って入院し、その後退職した。」と供述している上、このうち一人は、「当該事故は昭和41年であった。」と供述していることを踏まえると、申立人が当該事業所に勤務していた期間については、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったと考えられるとともに、当該4人からは、当該事業所が同保険の適用を受ける前に保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものととは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 申立期間②については、社会保険事務所の記録によれば、E社が厚生年金保険の適用事業所であった形跡は無い上、登記簿の記録を調査したものの、同社が当該期間において、申立ての地域に存在していたことを確認することができなかった

また、申立人が当該事業所において一緒に勤務していたと主張する同僚一人については、社会保険事務所の記録で確認できる同名の者38人について調査したものの該当が無く、個人を特定することができないことから、同人から、当該事業所の状況や申立期間②における申立人の勤務状況等について確認することができない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 4 申立期間③については、I社に照会したものの、当時の資料は廃棄されているため、申立人の勤務状況や厚生年金保険の適用状況については確認できなかった。

また、申立人は、当該事業所において一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立期間③における申立人の勤務状況等について確認することができない。

さらに、社会保険事務所の記録により、申立期間③において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるとともに生存が確認された者8人に照会したものの、申立人が申立期間③において勤務していたことを裏付ける供述は得られず、ほかに申立人が申立期間③において当該事業所に勤務していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は記載されておらず、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 6 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険被保険者として同保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 770

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 1 日から 59 年 2 月 29 日まで

申立期間は、A 県や B 県で C 店などを経営する D 社及び E 社に勤務しており、勤続 3 年及び 5 年の表彰状、勤続 10 年の時に贈られた時計も保管している。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立人が保管する勤続表彰状により、申立人が、申立期間のうち昭和 46 年 6 月 21 日から 54 年 5 月 23 日までの期間及び 55 年 1 月 4 日から 59 年 2 月 29 日までの期間において D 社又は E 社に勤務していたことは認められるが、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、申立期間当時、C 店等の飲食業は、社会保険庁長官の認可を受けることによって厚生年金保険の適用事業所となることのできる事業所であった。そして、社会保険庁の記録によれば、D 社が厚生年金保険の適用事業所であった形跡は無い上、E 社が同保険の適用事業所となったのは平成 2 年 7 月 1 日であることが確認できる。さらに、両事業所の事業主であった者に照会したところ、「両事業所とも、申立期間においては厚生年金保険の適用は受けておらず、同保険料を給与から控除したことも無い。また、自分は国民年金に加入していた。」と供述している上、社会保険事務所の記録によると、当該事業主であった者及び登記簿の記録により両事業所で役員であったことが確認できる者 3 人(申立人が一緒に勤務していたとする同僚のうち個人が特定できた者一人を含む。)の合計 4 人は、いずれも申立期間において厚生年金保険の被保険者で

あった形跡が無いほか、申立期間について国民年金に加入するとともに、その保険料の全部又は一部を納付していることが確認できる。このように、申立ての事業所は、申立期間において、厚生年金保険の適用事業所に該当していなかったことが記録上明らかである。

したがって、申立人は、申立期間において、厚生年金保険の被保険者ではなかったものと認められる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 771

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年9月1日から28年9月1日まで

昭和26年9月から29年7月まで、A社本店（昭和28年7月6日からB社本店）に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。当該事業所ではC係やD係として勤務しており、店の2階の寮に住み込んでいた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の供述から判断すると、申立人が、期間の特定はできないものの、申立期間中にA社本店に勤務していたことが推認できるが、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料はない。

また、B社本店に照会したものの、当時の資料は廃棄されているため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができなかった。

さらに、申立人が当該事業所で一緒に勤務していたとする同僚10人のうち、二人については当該事業所で厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、7人については申立人が名字を記憶しておらず名前しか分からないため個人を特定できないほか、申立人が当該事業所で支配人であったとする他の一人は、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるものの、同人は既に死亡していることから、これらの者から申立人の勤務状況及び同保険の適用状況について確認することができない。

加えて、社会保険事務所の記録により、申立期間前後において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者 23 人のうち、生存が確認された 4 人に照会したところ、いずれも、昭和 26 年度又は 27 年度の採用であったとの供述があったにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格取得年月日は、当該 4 人のうち二人が昭和 28 年 5 月 1 日、一人が同年 8 月 20 日、他の一人が申立人と同日の同年 9 月 1 日であることが確認できる。その上、社会保険事務所の記録によると、①当該 23 人のうち、昭和 27 年度以前から被保険者であった者は 3 人しか確認できず、他の 20 人のすべてが、昭和 28 年 5 月 1 日以降に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できること、②上述の 4 人のうち一人が、「昭和 28 年の夏か秋に、事業主から、『社会保険に加入させる。』と言われた。」と供述していること、③当該 4 人のうち 3 人が、「厚生年金保険に加入する前に同保険料を控除されたことは無かった。」と供述していることを踏まえると、当該事業所では、何らかの理由により、昭和 26 年度及び 27 年度に採用した者について、昭和 28 年 5 月以降に同保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行ったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 772

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月から 38 年 1 月ごろまで
② 昭和 40 年 7 月 1 日から 41 年 7 月ごろまで
③ 昭和 48 年 5 月から 50 年 4 月ごろまで

申立期間①は、A市B区のC社において、D職の仕事をしていた。

申立期間②は、E社において、F業務をしていた。

申立期間③は、G市のH社（現在は、I社）において、J職としてK業務をしていた。

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、申立期間①及び③の事業所については、厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であり、申立期間②の事業所については、入社した当初の1か月間しか厚生年金保険の加入期間が無いとの回答であった。

申立期間について、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 すべての申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無く、申立人は、厚生年金保険料を給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

2 申立期間①について、申立人の従業務に関する申立内容から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間①中にC社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録によると、当該事業所は、昭和 44 年 11 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主及び申立人が名前を挙げた唯一の同僚も既に死亡しているため、申立人の勤

務実態や厚生年金保険の適用について確認できない。

また、申立人と一緒に当該事業所に採用されたとする唯一の同僚は、社会保険事務所の記録から、当該事業所に採用されてから5か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、採用と同時に厚生年金保険に加入していない。

さらに、社会保険事務所の記録から申立期間①当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる同僚6人について、本人が記憶している当該事業所に採用された時期と厚生年金保険の被保険者資格取得日との関係を見ると、採用時期から資格取得日までは一律ではなく、従業員ごとに異なる（入社後2か月から2年8か月）ことが確認できる。

このことから、当該事業所は、何らかの基準により、従業員ごとに厚生年金保険の加入時期について判断し、入社後、一定期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたと推測され、申立人が当該事業所の退職時期の記憶が明確でないことを踏まえると、申立人については、厚生年金保険の被保険者資格を取得する前に当該事業所を退職した可能性を否定できない。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は無く、整理番号の欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 申立期間②について、申立人が名前を挙げた同僚二人は、いずれも連絡先が確認できないため、申立人の勤務実態について供述を得ることができない上、これら同僚二人のうち、一人は当該事業所における厚生年金保険の被保険者として記録が確認できない。

また、社会保険事務所の記録によると、E社は、昭和50年10月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、申立期間②当時の事業主は、当時のことは何も覚えていないと供述していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録から申立期間②当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる同僚5人全員に照会したところ、うち二人から回答があったが、いずれも「申立人が当該事業所に勤務していた記憶は無い。また、自分は当該事業所の退職時期と厚生年金保険の被保険者資格喪失日が一致している。」との供述があった。

加えて、先の回答のあった同僚二人のうち、一人からは、「申立人とは、中学校の同級生であり、氏名は承知している。私が当該事業所に勤務したのは、昭和41年4月から43年4月までの期間であるが、申立人とは、一緒に

勤務した記憶が無く、申立人は、少なくとも私が勤務していた期間は、当該事業所に勤務していない。また、申立人が当該事業所において、F業務を行っていたとしているが、私が勤務していた期間については、F業務は、私と申立人とは別の従業員の二人で行っており、申立人ではなかった。」との供述があった。

このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 申立期間③について、申立人の従事業務に関する申立内容及び同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間③中にH社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、I社に照会したところ、当該事業所は、平成10年10月5日に社屋が全焼し、関係書類を焼失したとしているため、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用について確認できない。

また、申立期間③当時の事業主は、既に死亡しているほか、申立人は一緒に勤務した同僚の名前を記憶していないことから、事業主及びこれら同僚から申立人の勤務実態を確認できる関連資料、供述を得ることはできなかった。

さらに、社会保険事務所の記録では、当該事業所は、昭和48年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③の一部は、厚生年金保険の適用事業所に該当しないことが確認できる。

加えて、社会保険事務所の記録から申立期間③当時に当該事業所において厚生年金保険の被保険者として記録が確認できる同僚のうち、申立人と同じくJ職であった同僚6人について、本人が記憶している当該事業所に採用された時期と厚生年金保険の被保険者資格取得日との関係をみると、入社と同時に厚生年金保険に加入したとしている者がみられる一方、入社してから6か月後に厚生年金保険に加入したとする者もあり、採用時期から資格取得日までは一律ではなく、従業員ごとに異なることが確認できる。

このことから、当該事業所は、何らかの基準により、従業員ごとに厚生年金保険の加入時期について判断し、入社後、一定期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行っていた場合があったと推測される。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票には、申立期間③において申立人が厚生年金保険の資格を取得した記録は無く、整理番号の欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い上、申立人の当該事業所における雇用保険の記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保

険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 773

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

A社（現在はB社）には、昭和 44 年 4 月 5 日から 45 年 7 月末まで勤務していた。厚生年金保険の加入記録では、同年 4 月 1 日までとなっているが、同月から 7 月までは本社の指示により、C市の事務所に勤務していた。

当時、一緒に勤務した同僚にD氏及びE氏がいるが、両氏ともC市の事務所で私と一緒に勤務していた記憶があるとのことである。

A社を退職した後、昭和 46 年 4 月にF社に就職したが、同社に提出した履歴書にも、A社に 45 年 7 月まで勤務していたことを記録している。

A社には、昭和 44 年 4 月 5 日から 45 年 7 月末まで勤務していたことは事実なので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社を退職した後に新たに就職したF社に提出した履歴書、申立期間当時、C市の事務所で一緒に勤務していたとする上司と同僚各一人の供述、及び当該事業所で勤務していた複数の同僚等の供述から判断して、申立人が、申立期間当時、事業所の特定はできないものの、C市の事務所で勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、当該事業所は、合併の際、申立期間当時の関連書類を廃棄したため、当時の状況は不明としていること、申立期間当時、当該事業所の事業の発注者であったG社H支店（現在はI社J支店。）も、当時の書類は保存しておらず申立期間当時の状況は不明としていることから、申立人に係る申立期間当時の状況を確認することはできない。

さらに、申立人と複数の同僚が記憶している当該事業所において社会保険関

係の届出事務を担当していた同僚、及び申立期間当時、当該事業所の管理職であった者は、「A社においては、厚生年金保険の資格喪失日と雇用保険の離職日を違えて管轄官庁に届出することはない。」としているところ、申立人に係る雇用保険の加入記録によれば、当該事業所における申立人の離職日は昭和45年3月31日となっており、社会保険事務所の厚生年金保険の記録（資格喪失日が離職日の翌日である45年4月1日）と一致する上、当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿に記録されている申立人に係る「証返納その他」欄の「返」に○が付され、その右側の「喪失の受付年月日」欄に「45・4・10」と記録されていることから、健康保険証の返納日が厚生年金保険の資格喪失日の直後となっていることが確認できる。

加えて、当該事業所は、厚生年金保険は本社が一括して適用を受けており、申立人が申立期間にC市の事務所で勤務する以前のK市（昭和44年4月から同年9月まで）、L市（44年10月から同年12月半ばまで）及びM市（44年12月末から45年3月まで）で勤務していた時の申立人に係る厚生年金保険の加入記録は、申立人の供述どおり昭和44年4月5日から45年4月1日までとなっているが、C市の事務所で勤務していたとする申立期間の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 774

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月 1 日から同年 12 月 10 日まで
昭和 53 年 6 月 1 日から 54 年 12 月 10 日まで A 社に勤務して、B 業務をしたり C 業務をしたりしていたのに、厚生年金保険の加入記録は 53 年 6 月 1 日から 54 年 2 月 20 日までしかないとのことである。病気等のため、途中休職した期間はあるが、54 年 4 月から同年 12 月までは当該事業所に継続して勤務していたので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

また、申立人に係る厚生年金保険の適用状況について、当該事業所に照会したところ、「関係書類については、保存年限を経過しており不明である。」と回答していることから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況についての事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

さらに、申立人が名前を挙げた同僚 4 人のうち、二人は当該事業所において厚生年金保険に加入していた形跡は見当たらない上、加入記録がある二人のうちの一人は、申立人が申立期間に当該事業所で勤務していたことについて、「記憶が無い。」としている（別の一人からは回答を得られなかった。）。

加えて、社会保険庁のオンライン記録から、当該事業所における厚生年金保険の被保険者は 70 人認められるが、申立期間当時に被保険者であった者は、上述の加入記録がある二人及び事業主の計 3 人しか認められないため、申立人が当該事業所において厚生年金保険の加入記録がある期間（昭和 53 年 6 月 1

日から54年2月21日まで)に厚生年金保険の被保険者資格を取得していた者二人に照会したところ、一人からは回答を得られず、別の一人からも申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況についての事実を確認できる供述を得ることはできなかった。

なお、申立人の雇用保険の加入記録は、資格取得日が昭和53年6月1日、離職日が54年2月20日となっており、厚生年金保険の加入記録と一致する(資格喪失日は離職日の翌日である昭和54年2月21日)。また、申立人は、申立期間の大半である54年5月から同年11月まで国民年金保険料の申請免除を受けていた記録があり、この申請免除は、61年6月まで認められる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 775

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 20 日から同年 9 月ごろまで
② 昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 3 月 31 日まで
③ 昭和 50 年 4 月ごろから同年 8 月 31 日まで

①の期間は、A社において、B施設内のC部でD係として勤務した。

②の期間は、E社において、契約社員としてF支店でG業務に従事した。

③の期間は、H社において、春から秋までI職として勤務した。

以上の3事業所で勤務した期間について、その一部の期間だけが厚生年金保険の加入期間となっているが、申立期間についても厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情が無い上、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

2 A社に係る申立期間①については、申立人に同僚等の氏名に記憶が無いことから、社会保険事務所が保管する厚生年金保険の被保険者名簿から、申立期間①当時、同事業所で厚生年金保険に加入していたことが確認できる同僚5人に照会したところ、4人から回答があったが、申立人の申立事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、上述のうちの一は、「自分は2年半勤務したので、社内で勤務場所が異なっても、申立人が申立期間に勤務していたのであれば記憶にあるはずだが、その記憶が無い。当時、D係は外国語ができないと長期間勤務できなかったため、短期間で退社する者が多かった。申立人もそのうちの一人であったのではないか。」と供述している上、社会保険事務所が保管する

当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿からも、申立期間①当時、2か月以内の短期間で厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者が多数見られる。

さらに、当該事業所は、「申立人は申立期間①に勤務していなかった。」と供述している上、当該事業所から提出があった社員名簿によると、申立人は、D係として昭和42年3月30日から同年4月20日まで当該事業所に勤務していることが確認でき、これは、雇用保険の記録（取得日は昭和42年3月30日、離職日は同年4月20日。）と一致している（なお、厚生年金保険の資格取得日は昭和42年3月30日、資格喪失日は同年4月20日となっている）。

このほか、申立期間①の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 3 E社に係る申立期間②については、申立人と申立期間②と一緒に勤務していたとしている同僚及び申立期間②当時の同社F支店長の供述から判断すると、申立人が申立期間②に同社で勤務していたことは推認できるが、同社からの回答では申立期間②当時の資料が無く、当時の状況は不明としている上、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票から申立期間②当時、同事業所で厚生年金保険に加入していたことが確認できる5人を抽出し、申立期間②当時の状況を照会したところ、全員から回答があったが、申立人の申立事実を確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

また、上述の一人から名前の挙がった申立期間②当時のF支店長は、「当時は採用時に契約社員又は正社員のいずれかを本人に選択させ、正社員は厚生年金保険に加入させていたが、契約社員については厚生年金保険に加入させていなかった。申立人は、最初の1年間は契約社員を希望したので厚生年金保険には加入させず、給与から保険料も控除していなかった。」と供述している。

さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票では、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得は、昭和46年4月1日と記録されており、申立期間②における資格記録は確認できない上、この記録は、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録とも合致している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 4 H社に係る申立期間③については、同社では、「健康保険及び厚生年金保険は短期間のアルバイトの場合は加入させず、本採用になった者について加入させていた。」と供述しているほか、同社が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険資格取得確認通知書によると、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和50年9月1日となっており、これは、社会保険

事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票と一致している。

また、当該事業所の当時の給与事務担当者は、「申立人の厚生年金保険料は加入期間である昭和50年9月分だけ給与から控除していた。申立人に関する記憶は鮮明にあるので、厚生年金保険の加入期間以外も勤務していたことが考えられるが、その期間はアルバイトであったと思う。」と供述している。

さらに、申立人は、申立期間③についての当該事業所での身分については、正社員かアルバイトかは不明としているが、前述の、当該事業所及び当時の給与事務担当者の供述から判断すると、申立期間③についてはアルバイトであったと考えられ、申立人が名前を挙げた同僚は、「自分は、アルバイトとして当該事業所に勤務してから5年後に本採用になり、この時に厚生年金保険に加入した。」としているほか、もう一人の同僚は、「自分は、7年間勤務していたが、この間、アルバイトとして勤務していたので厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している上、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者原票から申立期間③当時、同事業所で厚生年金保険に加入していたことが確認できる同僚も、「自分は、採用後、数か月は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しており、これらの状況は厚生年金保険の加入記録からも確認できることから、当該事業所では、アルバイトは厚生年金保険に加入させていなかった状況がうかがわれる。

このほか、申立期間③の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

- 5 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、すべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により控除されていたことを認めることはできない。